

2019(平成31)年度軽自動車税額・グリーン化特例

税務課 ☎823-9204 ☎823-9627

1 税額について

2019(平成31)年度の軽自動車税の税額は次のとおりです。

軽四輪・三輪の税額			車種	税額1	税額2	税額3
軽自動車	軽四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
軽三輪				3,100円	3,900円	4,600円

初度検査(※)の時期により、「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。
※初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときに受ける検査のことです。

- ◎**税額1**：2015(平成27)年3月31日以前に初度検査を受けた車両に適用。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」を適用。
- ◎**税額2**：2015(平成27)年4月1日以降に初度検査を受けた車両に適用。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」を適用。

- ◎**税額3**：賦課期日(4月1日)時点で初度検査から13年を経過している車両に適用。ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノールを含む)自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車、専ら雪上を走行するものに関しては、「税額3」は適用されません。

<参考：税額3の適用開始年度>初度検査年月(または初度検査年)は自動車検査証に記載されています。	初度検査年月	税額3適用開始年度
	2005(平成17)年4月～2006(平成18)年3月	2019(平成31)年度～
	2006(平成18)年4月～2007(平成19)年3月	2020年度～
	2007(平成19)年4月～2008(平成20)年3月	2021年度～

原動機付自転車・軽二輪等の税額	車種	税額
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	2,400円
軽二輪	ミニカー	3,700円
	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

2 グリーン化特例

2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日までの間に初度検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、2019(平成31)年度に限り特例措置(グリーン化特例)が適用されます。

- ◎**税額ア**…電気自動車または天然ガス自動車(2009(平成21)年排出ガス規制NOx10%以上低減または2018(平成30)年排出ガス規制適合)について2019(平成31)年度の税額がおおむね75%減となります。
- ◎**税額イ**…2005(平成17)年排出ガス規制75%低減(★★★)または2018(平成30)年排出ガス規制50%低減のうち、次の車両について2019(平成31)年度の税額がおおむね50%減となります。
 - ・乗用：2020年度燃費基準値より30%以上燃費性能の優れた車両
 - ・貨物用：2015(平成27)年度燃費基準値より35%以上燃費性能の優れた車両

車種	グリーン化特例による軽減税額					
	税額ア	税額イ	税額ウ			
軽自動車	軽四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円	
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円	
軽三輪		1,000円	2,000円	3,000円		

- ◎**税額ウ**…2005(平成17)年排出ガス基準75%低減(★★★)または2018(平成30)年排出ガス規制50%低減のうち、次の車両について2019(平成31)年度の税額がおおむね25%減となります。
 - ・乗用：2020年度燃費基準値より10%以上燃費性能の優れた車両
 - ・貨物用：2015(平成27)年度燃費基準値より15%以上燃費性能の優れた車両

地震に備えましょう!

生活安全課 ☎823-9208 ☎823-7927

平成7年1月17日に阪神淡路大震災が発生し、24年が経過しました。また、政府の地震調査研究推進本部によると、南海トラフにおける大地震発生の可能性として、30年以内に70～80%という数値が示されています。

地震が発生したときに大切なことは「あわてず、落ち着いて」行動することです。平素から地震に対する備えを心がけましょう。

家庭における安全対策◆

- ①**家具の転倒や落下を防止するための対策を講じる**
 - ・家具と壁との間に隙間があると転倒の危険性が高まります。また、家具の上に重いもの、落ちやすい物を置かないようにしましょう。
- ②**寝室には倒れそうな家具を置かない**

- ・倒れた家具が避難の妨げになる可能性があります。タンスなどを置く場合は、壁や柱に固定するなどの対策を講じましょう。
- ③**出入口や通路に物を置かない**
 - ・いざというとき、安全に避難ができるように入出口や通路、玄関などにはできるだけ物を置かないようにしましょう。
- ④**普段から家族で話し合いをしましょう!**
 - ・災害時の連絡方法や集合場所、連絡が取れないときのメモ作成など、いざというときに備えて家族のルールを決めておきましょう。
 - ・自宅やその周囲における危険箇所・要注意箇所を把握し、避難経路と避難場所を確認しておきましょう。

地震発生時の行動パターン

地震発生

『緊急地震速報』を活用しましょう!!

- 最大震度5弱以上が推定される場合、震度4以上の強い揺れが予測される地域がテレビやラジオ、携帯電話、防災行政無線などを通して発表されます。
- 発表から揺れが発生するまでの時間は数秒から数十秒程度です。※震源に近い地域では速報の発表が強い揺れに間に合わないこともあります。
- ほんのわずかな時間でも、速報を活用して地震に対する備えや心構えをしましょう。

地震にあったら

- 丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの脚をしっかりと握りましょう。また、頭を座布団などで保護して、揺れが収まるのを待ちましょう。
- 突然大きな揺れに襲われたときは、まずは自分の身を安全に守れるように心がけましょう。

- 戸を開けて、出入口の確保をしましょう。
- 棚や棚に乗せてあるもの、テレビなどが落ちてきたりするので、離れて揺れが収まるのを待ちましょう。
- あわてて戸外に飛び出さないようにしましょう。

揺れが収まったら

- ①**身の安全の確保**…まずは周囲を確認。身の安全を確保しましょう。
 - あわてて行動すると、転倒した家具類、飛び散ったガラスの破片等でケガをする恐れがあります。
 - 火もとの確認をしましょう。
 - 小さな揺れの時、または揺れが収まった後に窓や戸を開け、出口を確保しましょう。
- ②**避難の判断**…正しい情報に基づいた判断を!それがあなたの運命を左右します。
 - 災害が発生したときにはデマが飛び交いがち。噂に惑わせず、テレビ、ラジオ、役場等からの情報に注意し、正しい状況の把握に努めましょう。
 - 役場から避難の指示・勧告等が出たら、それに従いましょう。
 - 役場からの指示・勧告等がなくても、身の周辺に危険が迫っていると判断した場合は、ためらうこと

- なく避難しましょう。
- 消防署、警察等は救急・救助活動等に追われていることが予想されます。災害状況の問い合わせ等はこれらの活動に支障をきたすのでやめましょう。
- 地震時に多くの人が電話をかけると、電話がつながりにくい状況になりますので、電話や携帯電話の使用は控えましょう。
- ③**避難行動**…避難するときも周囲を確認。思わぬ事故に遭う恐れがあります。
 - 外に出るときも周囲の確認を。ガラスや看板等が落ちてくる可能性があります。
 - 避難するときには、必ず電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう。
 - 我が家の安全を確認後、近所にも声をかけて安否を確認しましょう。